

長薬同窓会近畿支部会則

(総則)

- 第1条 本会は長薬同窓会近畿支部とする。
- 第2条 本会は会員相互の交誼連絡を密にし、併せて母校並びに会員の発展を期することを目的とする。
- 第3条 本会の事務所を幹事長宅とする。
- 第4条 本会は本部との連絡を密にし、年1回以上の状況を報告する。

(会員)

- 第5条 本会は近畿地区在住者を以て組織し、会員は下記のとおりとする。
1. 会 員 長崎大学薬学部、専攻科及び大学院薬学科並びにその前身の卒業生および修了生
 2. 特別会員 長崎大学薬学部並びにその前身の教官であったもの及び現教官

(役員)

- 第6条 本会は次の役員をおく。
1. 名誉支部長 1名
 2. 支部長 1名
 3. 副支部長 2名
 4. 監事 2名以内
 5. 幹事長 1名
 6. 幹事(会計幹事を含む) 若干名
 7. 顧問 若干名
- 第7条 役員を選出方法は次の如し。
1. 支部長、副支部長、監事及び幹事長は会員中より総会において公選により決定する。
 2. 幹事は会員中より卒業別に互選により決定する。
 3. 顧問は支部長が推薦する。
- 第8条 役員の仕事は次の如し。
1. 支部長は会務を総理し本会を代表する。
 2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはこれを代行する。
 3. 監事は会計を監査する。
 4. 幹事長は支部長の指示に従い監事と共に会務を処理する。
 5. 会計監事は本会の経理事務を行う。
 6. 顧問は本会の顧問にあずかる。
- 第9条 役員の仕事は満2年とする。但し重任を妨げない。

(会 則)

- 第10条 会合は総会、役員会、幹事会とする。
- 第11条 総会は毎年度初めにこれを開き、本会の状況を報告し、重要事項を付議する。
- 第12条 総会において次の事項を議決する。
1. 会則変更に関する件
 2. 収支決算に関する件
 3. その他支部長が必要と認めた件
- 第13条 総会の議決は出席会員の過半数を以てこれを決する。
- 第14条 総会及び役員会は支部長が必要と認めた時これを開く。
- 第15条 役員会は次の事項を審議する。
1. 総会の日時・場所の選定並びに付議原案に関する件
 2. 会則に関する件
 3. その他支部長が必要と認めた件
- 第16条 役員会及び幹事会の議事は出席者の過半数を以てこれを決する。
- 第17条 総会、役員会及び幹事会の議長は支部長がこれにあたる。

(会 計)

- 第18条 本会の経費は会費並びに寄付金その他の収入を以てこれをあてる。
- 第19条 本会は年会費2,000円を毎年度の当初に納入するものとする。
- 第20条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

- 第21条 本会則の施行上必要なる事項は別にこれを定める。

(付 則)

- 第22条 本会則は平成8年4月1日から施行する。

長崎大学薬学部校歌

作詞 八波 則吉
作曲 瀬戸口藤吉

♩.104

たーい せいのがーく つーとに ーつたーえ

し ぶーん かのみ なとたーまのうらわに

ほ せいのやくが くいのち とはげむ

われら たたずば そうせいいかに おも

し おもし われらがにんむ

- 一、泰西の学風に伝えし
文化の港瓊の浦和に
補生の薬学命と励む
我等立たずば蒼生如何に
重し 重し 我等が任務
- 二、塵環遠く浦陵ヶ丘に
緑樹環れる学園ここに
知識の源 化学の泉
汲みて世にしく仁慈の波を
楽し 楽し 我等が理想
- 三、人寿つながらる千古の秘奥
開かやまじと四時に貫く
柏葉健児が燃えたつ意気を
稲佐ヶ丘の夕陽赤し
強し 強し 我等が自信